

くらしの情報

No. **241**

2017年11月号

編集発行：新宿区立新宿消費生活センター TEL：03-5273-3834



悪質商法被害から高齢者を守るためには ～みんなの声かけや見守りで、被害を防ぎましょう～

悪質商法は、時代とともに商品や営業方法を変え、その手口は複雑、巧妙化しています。特に高齢者の方は狙われやすいため、一定の知識をそなえ、自己防衛することが一番です。また、高齢者ご本人が注意するだけでなく、ご家族や周囲の方々の温かい「見守り」も重要です。悪質商法がよくある手口とトラブルの防止策、見守りのポイントについて紹介します。

劇場型勧誘

巧みな芝居と投資話にご注意！

複数の事業者が役回りを分担し、パンフレットを送り付けたり電話で勧誘したりして、消費者があたかも得をするように信じ込ませて実体不明の金融商品などを買わせる手口です。

例えば… 「ガス自由化」「マイナンバー関連」「未公開株」など



点検商法

“無料です” “特別に” の誘い文句にご注意！

「点検に来た」「無料で点検する」と言って家庭を訪問し、「工事が必要」などと事実と異なることを言って不安をあおり、商品やサービスの契約をさせる手口です。

例えば… 「リフォーム工事」「布団」など



高齢者ご本人

- ・金銭の要求や「必ず儲かる」という勧誘は、きっぱりと断る！
- ・少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

見守りポイント

- ・見慣れないパンフレットや請求書が届いている。
- ・お金に困っている様子がみられる。

高齢者ご本人

- ・その場で判断しない！
- ・一人で悩まずに、消費生活センターや身近な人に相談する。

見守りポイント

- ・訪問販売や工事事業者がたびたび出入りしている。
- ・急に工事を始めた。

通信販売トラブル

事例 「お試し」「初回無料」だと思って注文したはずが、気付くと定期購入になっている。



高齢者ご本人

通信販売（インターネットやテレビなど）で購入する際は、購入や返品条件を必ず確認する。



見守りポイント

見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届く。

定期便で

頼んだかしら…？



インターネット接続回線トラブル

事例 契約変更で安くなるという話だったが、むしろ高額になった。



高齢者ご本人

契約内容（支払方法や解除条件）やサービス（初心者サポート）をしっかりと確認する。



見守りポイント

見慣れない通信機器が増えている。



振り込め詐欺

事例 家族やその上司などから様々な理由でお金を要求された。



高齢者ご本人

- ・お金が必要と言われたら、まず疑って、元の電話番号にかけて事実を確認する。
- ・すぐにお金を渡さない。
- ・必ず誰かに相談する。



見守りポイント

- ・日頃から、積極的に声をかける。
- ・電話口での合言葉を作っておく。

架空請求・不当請求

事例 利用した覚えのない請求が電子メールやハガキなどで届いた。裁判所や業者等から委託されたと強調している。



高齢者ご本人

- ・知らない請求や不当に高額な請求は「架空請求・不当請求」を疑う。
- ・絶対に支払わない。
- ・絶対に連絡しない。
- ・不安になったらすぐ相談する。



見守りポイント

- ・日頃から、積極的に声をかける。

●警視庁総合相談センター 電話 03-3501-0110

牛込警察署 03-3269-0110 新宿警察署 03-3346-0110
戸塚警察署 03-3207-0110 四谷警察署 03-3357-0110

●東京都消費生活総合センター

架空請求専用相談 電話 03-3235-2400

悪質商法に
だまされないための
ポイント！

- ✓ うまい話は、まず疑う。
- ✓ いらないものははっきり断る。（遠慮はいりません）
- ✓ 1人で決断せず、家族や友人に相談。
- ✓ むやみにサインしない。印を押さない。
- ✓ 預貯金、年金、家族のことは教えない。



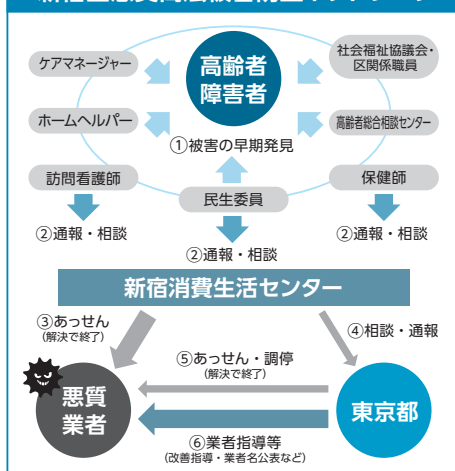
参考サイト

●東京都消費生活総合センター「みんなで見守り 悪質商法をSTOP!」<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/kourei.html>

新宿消費生活センターからのお知らせ

悪質商法の被害防止、早期発見のために周囲の方々の温かい見守りを

新宿区悪質商法被害防止ネットワーク



●区では、特に悪質商法の被害を受けやすい高齢の方や障害のある方の見守りを強化するため、悪質商法被害防止ネットワークを構築しています。このネットワークは、介護保険事業者、民生委員、高齢者総合相談センターなど、高齢者の生活に密着したサービスを行う事業者や相談機関等の協力を得て構築しているものです。ネットワークを活用した連携・通報体制により、潜在化しやすい高齢者などの被害の予防・早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

●町会や高齢者クラブ、悪質商法被害防止ネットワークに参加している方々などの元へ、新宿消費生活センターの相談員を派遣する出前講座を実施しています。悪質商法の手口や被害の実例を基に、対応策について詳しく解説します。ご自身の被害防止だけでなく、周囲の方々の見守りのポイントについてもお話しします。地域全体の見守り強化にもお役立てください。

第38回 新宿区くらしを守る消費生活展

～人や社会、地球環境にやさしい「エシカル消費」を～

日 時 平成30年1月19日(金) 午前11時～午後5時
20日(土) 午前10時～午後4時

会 場 新宿駅西口広場イベントコーナー（新宿駅西口地下1階）

主な催し 消費者団体・協賛団体のパネル等の展示、クイズラリー（参加者には抽選で素敵なエシカル商品をプレゼント）、野菜・果物・地方物産品などの展示販売など。

入場無料



講座・イベント情報

新宿区内の消費者団体の講座・イベントです。みなさまのご参加をお待ちしています。

	講座・イベント名	講 師	日 時	費 用	主 催	申込み・問合せ
1	手打ちそば教室		11月26日(日) 10:30～13:30	1,000円 (材料費)	新宿区消費生活モニターOB会	往復はがきで11月10日必着まで。抽選で16名。広報しんじゅく10月25日号掲載。
2	手作りこんにゃく教室		12月6日(水) 10:00～13:00	650円 (材料費)	新宿区消費生活モニターOB会	往復はがきで11月17日必着まで。抽選で20名。広報しんじゅく11月5日号掲載。
3	11月学習会 卵と肉はどのように作られているか ～アニマルウェルフェアを考える～	武蔵野大学 非常勤講師 新津尚子氏	11月24日(金) 13:30～15:30	500円 (資料代)	暮らしを考える会	申込み 暮らしを考える会事務局 電話・FAX3203-2951（小林）
4	12月学習会 2025年の日本 破綻が復活か ～次の繁栄を目指して長期スパンで考える～	慶應義塾大学経済学部 教授 駒村康平氏	12月23日(土・祝) 13:30～15:30	500円 (資料代)		

※対象：区内在住・在勤の方

※申込み1.2のみ：往復はがきに「講座名・氏名・住所・電話番号（FAX番号）」を記入の上、下記へ。

〒169-0075 新宿区高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内 新宿区消費生活モニターOB会宛て

※会場は全て新宿消費生活センター分館（高田馬場1-32-10）



悪質な原野商法の 二次被害が増えています！



Q
1

かつて騙されて購入した地方の山林の土地。これまでも、転売してあげると言って、測量が必要だとか、広告料を出して、などと色々な勧誘があったが、相手にしなかった。今回は、「お宅の土地の隣に工場を建てたいという人がいて、お宅の土地を購入希望である。」と不動産屋Z社から電話があり、1,800万円で購入すると言う。ところが、「このあたりの土地は戦時中の不発弾などが埋蔵されていることが多く、土地の整地に時間がかかるので転売まで時間がかかる。担保代わりに別の別荘地を持っていたいただきたい。」とのこと。その土地代が先の買値プラス50万円だということで、差額を払って、売買契約書にサインをしてしまった。権利書も持っていかれた。その後一向に連絡がないと思っていたら、知らないS社から、「Z社は倒産している。弊社が救済する。」というおかしな電話が来た。

Q
2

不動産屋C社から、所有のK市山林を2,000万円で売ってあげるという勧誘を受けた。そのためには、弊社所有の別荘地がすでに買い手がついているので、まず、その土地に買い替えていただきたいと言われ、自分の土地は売り、相手のN市の土地を購入して、すでに登記まで済んでいる。代金はN土地の方が高いと言われ、差額500万円を払った形だ。買い手がついているので、売れば500万円払っても得すると思ってしまった。ところが、その後、まったくC社と連絡が取れなくなってしまった。

A

原野商法は、原野や山林などのほとんど価値のない土地を高値で売りつける商法で、1970年代を中心に多数の被害が出ました。その後、被害者の方をカモとして様々な二次被害が多発してきました。今では、当時騙された方々が高齢化し、あるいは相続により世代が代わっていることで、騙されたことへの警戒心も薄れてきているのではないかと懸念します。そうした中、二次被害と言える相談は決して無くならず、事例のような買換えの絡んだ詐欺の手口が目立っています。

新宿消費生活センターに入った上記事例はいずれも、当センターの弁護士相談に来所いただきました。いずれの事例も、持っている土地を事業者が別の土地と交換・買換えするような手口であり、差額として代金を払わされています。表面はそれぞれが普通の売買取引です。そして、持参いただいた書類を確認すると、すでに、登記済みでした。所有の土地は、いったん事業者に移り、その後個人に転売されていました。センターで調べた限りでは、そもそも、実際の土地の価格は、事業者がこのような高値で売れるはずもないもので、差額分の金員の詐取が目的と思われるものでした。弁護士によると、相手方事業者の不法行為や詐欺を問えても、善意の第三者に移転登記されていると、土地の返還は無理とのことでした。事業者も行方不明では、当センターではどうすることもできない事案でした。

原野の売買は、「宅地」には該当せず、宅建業法では規制が及びませんが、東京都消費生活条例に基づく行政処分を受けている事業者は出てきています。十分注意をしてください。



相談員コラム 安易な期待より熟慮が大事です。



世の中が、高齢化・長寿化して、若さや不老を期待させるような商品やサービスが増えてきていますね。かくいう私も、シミやしわが気になっている一人。

新宿消費生活センターにも、「プチ整形」に期待を寄せて、皮膚のリフトアップや、瞼の修正などの美容医療の契約の相談が増えていきます。

美容医療の契約は保険がきかないので、高額な契約となりがちですが、カウンセリングに行ったその日に、勧められるままに高額な契約をし、施術までしてしまったという相談が目立ち

ます。中には謳われたような効果がないとか、医療過誤と言えるようなケースもあるので、本当に熟慮したうえでの契約であるべきですね。

今年12月から、美容医療であっても、役務提供が1か月超で5万円以上の脱毛、シミ・ほくろ等の除去、しわやたるみ取り、脂肪溶解、歯のホワイトニング等の一部の施術に関しては、エステ同様、特定商取引法の適用を受けることになりました。事業者には書面交付義務が課され、クーリングオフや中途解約ができることになりました。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎3階

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分

身近な消費生活センターにつながる消費者ホットライン 188番（局番なし）